

宮津市立日置小学校いじめ防止基本方針

校内いじめ根絶委員会

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題である。

いじめは、どの子にも起こりうることであり、より根本的ないじめ問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。全ての児童が安心して学校で生活ができる教育環境づくりを家庭や地域社会の協力を得て、学校全体で進めていかなければならない。

そのために、学校は心のつながりを大事にした人間関係や教師との信頼関係の中で、「わかる・できる」授業づくりや一人一人の居場所があり認め合える学級づくり、そして学校づくりに取り組むことが必要である。

未然防止には、日常的な児童実態の把握や定期的なアンケート調査などの検証を通して校内いじめ根絶委員会を中心に取組の見直し等、PDCAサイクルで継続することが重要である。

本校では、宮津市や家庭、その他関係者との連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を宮津市の「学校教育の重点」も踏まえ、総合的かつ効率的に推進するため、宮津市立日置小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの防止等の組織

校長
|
教頭
|

校内いじめ根絶委員会（校長・教頭・生徒指導主任・人権教育主任・養護教諭）

- ◆基本方針に基づく取組の実施、具体的行動計画の作成、実行、検証、改善
- ◆いじめの相談・通報の窓口
- ◆関係機関や専門機関との連携（SC、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室「こころのひろば」、医師、警察等）
- ◆いじめの疑いや児童の問題行動に係る情報収集と記録、事実関係の把握
- ◆指導・支援体制、対応方針等の決定
- ◆同種の事態の発生防止のための取組 等

3 いじめの未然防止

（1）基本的な考え方

いじめは、どの子にも起こりうることであり、より根本的ないじめ問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。全ての児童が安心して学校で生活ができる教育環境づくりを家庭や地域社会の協力を得て、学校全体で進めていかなければならない。

いじめは、どの子にも起こりうることであり、より根本的ないじめ問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。全ての児童が安心して学校で生活ができる教育環境づくりを家庭や地域社会の協力を得て、学校全体で進めていかなければならない。

いじめは、どの子にも起こりうることであり、より根本的ないじめ問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。全ての児童が安心して学校で生活ができる教育環境づくりを家庭や地域社会の協力を得て、学校全体で進めていかなければならない。

(2) 取組

ア 授業づくりと学級づくりを一体化した「できる・わかる」授業の推進

- ◆何でも言い合える学級集団づくり
- ◆ことばの力の育成（書く・話す力の充実、思考力・表現力の育成等）
- ◆授業研究の推進（総合的な学習の時間、生活科：誇りをもって故郷を語れ、発信できる子 ～つながりくあい>語り合える 豊かな表現力の育成～）
- ◆少人数での授業、複式授業、合同学習の工夫・改善
- ◆学力の充実・向上（学びタイム…論理的思考力・表現力の礎をなす「論理国語」）
- ◆学習環境の整備（掲示板の有効活用…言葉・四字熟語・標語・自主学習ノート等）

イ 自己肯定感をはぐくむ取組の推進

- ◆生徒指導の三機能を重視した学校・学級づくり
- ◆保幼小中の連携と小小連携
- ◆異年齢による行事・取組の実施（運動会「児童会種目」・七夕市「品物づくり」・大縄跳び・全校、チーム遊び等）

ウ 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ◆道徳教育、人権教育の推進、非行防止教室（薬物乱用防止等含む）の実施
- ◆体験を重視した活動、地域学習、読書活動の推進
- ◆魅力ある学校づくりの推進

エ いじめについて理解を深める取組の推進

- ◆学級活動・児童会活動等の充実と活用
- ◆人権月間の実施

オ 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ◆発達支持的生徒指導の推進（「させる」生徒指導から「支える」生徒指導への転換）
- ◆校内研修（定例：水曜日 ミニ研修：月曜日）の充実
- ◆関係機関による研修への積極的な参加と復講習の実施

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは、教職員が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日常的に児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナの感度を高め、日頃から児童の状況把握（含：背景）や信頼関係の構築等に努める。

(2) 取組

ア 情報の集約と共有

- ◆いじめ情報については、些細なことも含め校内いじめ根絶委員会で集約し、全教職員で共有する。

イ 実態を把握するためのアンケート調査（6月、11月、2月）と、全員を対象とした個別の面談の実施

ウ 相談体制の整備

- ◆担任をはじめ教員との信頼関係の構築
- ◆学校体制による対応

5 いじめに対する対応

(1) 基本的な考え方

保護者からの相談をはじめ、いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに校内いじめ根絶委員会で情報を共有し、今後の対応について検討する。被害児童の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通すとともに、事実関係を保護者に伝え、不安の解消に努める。加害児童に対しては、事象に至った経緯・いきさつ等の背景を理解しつつ教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ◆いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ◆いじめと疑われる行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに校内いじめ根絶委員会で情報を共有し、その対応について検討する。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、宮津市教育委員会に報告する。
- ◆加害児童への指導と支援、またその保護者への情報共有・支援を行う。
- ◆被害児童への指導と支援（心のケア等）を行うとともに、保護者に学校の方針を伝え、理解を求める。
- ◆児童の生命、心身等に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに宮津市教育委員会に報告する。
- ◆全校児童に対しても自分の問題として捉えられるよう指導するとともに、互いを尊重し、認め合う、人間関係が構築できるよう進める。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) 非行防止教室（薬物乱用防止等含む）を計画的に実施する。
- (2) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (3) 教職員や児童に情報の扱いに留意させ、一人一台端末の利活用に係る使用の決まり等、情報モラル教育を推進する。
- (4) 通信情報システムについてPTAと連携した取組が進められるよう、研修会や懇談会等で交流する。

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、直ちに宮津市教育委員会に報告する。学校が主体となって調査を行う場合は、京都府の基本方針等に基づき、校内いじめ根絶委員会を中心に被害児童や保護者の思いを踏まえるとともに調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- (2) 学校で行う調査の状況については、必要に応じて被害児童と保護者に対して適時・適切に経過報告を含め、情報の提供及び説明を行う。
- (3) 調査結果を宮津市教育委員会に随時報告する。
- (4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態発生防止のために必要な取組を進める。